

堺市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者氏名（自署）

次の教育訓練について、自立支援教育訓練給付の対象講座としての指定を受けたいので、堺市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第 7 項第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

市が対象講座の指定のため、世帯情報及び児童扶養手当受給情報を閲覧し、又は収集すること並びに市町村民税の課税状況又は生活保護法による被保護世帯等に関する調査又は確認を行うことを承諾します。

なお、堺市暴力団排除条例に基づき、審査内容の確認のため必要に応じて関係機関に住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することに同意します。

①氏名	フリガナ										生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号											
②住所	(〒 -)										電話番号 () - 携帯電話番号 () -	
③教育訓練施設の名称												
④教育訓練講座の名称												
⑤教育訓練の期間	年 月 日 から 年 月 日まで (受 講 開 始 日)											
⑥所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円											
⑦支給方法	☐ 受講修了後一括支給 ☐ 支給単位期間（6 か月）ごとの支給											
⑧公共職業安定所の教育訓練給付金資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない											
⑨過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことが ある・ない											
(備考)												

※記入に係る注意事項について裏面に記載しておりますので、確認しながら記入をしてください。

申請に当たっては、次の内容をご確認の上、申請者が自署してください。申請者本人が自署しない場合、記名押印をしてください。

堺市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、自立支援教育訓練給付金の支給を受けることができず、同給付金の返還を求められても異議のないことを誓約します。

年 月 日

申請者氏名（自署）

(裏面)

- (注) 1 申請者氏名(自署)欄において、申請者本人が自署しない場合は、記名押印をしてください。
- 2 支給の対象は、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(受講に当たり、必ずしも必要とされない補助教材及び希望により行われる訓練等に要する費用を除く。以下同じ。)です。
- 3 支給額は、入学料と受講料との合計額の6割に相当する額です。
- ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 4 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 5 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 6 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中で取りやめた場合は、その旨を報告してください。
- 7 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるには、受講修了日から起算して30日以内に改めて堺市自立支援教育訓練給付金支給申請書に確認書類を添付して支給申請手続きを行うことが必要です。
- ただし、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に支給申請手続きを行うことが必要です。
- 8 なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間(6か月)ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。